

〈企画展「小吉 勝海舟を育んだ父」 プレイバック④〉

収蔵資料に見る勝小吉（夢酔）の生涯 〓市井に分け入る〓

星川 礼応

1 就職活動の挫折

前は、奔放な青年時代を過ごした小吉が、反省の末に就職活動に打ち込んでいった経緯を資料から辿った。「暴れ者」としての振る舞いの裏では、家族に対する情愛と責任、そして自分自身に対する無力感や、親兄弟に対する劣等感が複雑に交差していた。

葛藤を経て、小吉は御番入（幕府の役職に就くこと）を目標に就職活動に奮闘。この間、兄・男谷彦四郎の意向もあってか、ついに本所亀沢町の男谷本家から自立し、本所割下水（天野左京の貸地）に初めての新居を構えている。しかし、努力が実を結ぶことはついになかった。特に、26歳の時（文政10・1827年）の父・平蔵の死は小吉を深く落胆させ、無気力となった小吉は就職活動を投げ出してしまふ。

役料（≡役職手当）を得て家族を養う途を諦めた小吉は、次第に道具市での刀剣・小間物の取引を生業とするようになった。その不安定な収益と、元来勝家が幕府から与えられていた41俵余という僅かな俸禄によつて家族を養い、また、旗本として小普請金（幕府が小普請組の旗本・御家人に課した金）を上納しなければならなかった。しかし、奔放な友達付き合いや利那的な生活態度はそう簡単には改まらず、借金苦に陥ることもしばしばであったという。

こうした苦しい状況にも関わらず、小吉は下谷・本所・浅草に暮らす町人や旗本の面倒をしばしば引き受けている(1)。その内容は、

◆ 大家・天野左京の死後、天野家中に起つた揉め事の仲裁

◆ 猿江の摩利支天祠（日先神社、現・江東区猿江）の神職・吉田兵庫(2)の催事手伝い

◆ 山口鉄五郎（天野家の土地から引越した小吉の転居先の大家）の依頼による滞納

地代・家賃の取立て

◆ 殿村南平（両部神道の道士）から学んだ加持祈祷のスキルを活かした生霊払い

◆公儀御用を希望する者の、幕府関係者（実家・男谷家の縁者である長崎奉行・牧野成文、小吉の従姉で大奥勤めの瀬山、小吉と何らかの縁があった久世広正）への仲介など、実に様々である。かくして、小吉はより深く市井の中に分け入っていった。しかし、そんな実弟の様子は、旗本としての矜持を重んじる兄・彦四郎の苦悩を一層深めることとなる。そして天保8（1837）年、とある出来事がきっかけとなり、小吉は彦四郎によって隠居を迫られることになるのである。

第4回目である今回は、この時期の小吉の様子を見ていくことにしたい。

## 2 小吉と長兄・次兄との対立、そして隠居へ

天保8年正月、小吉は身内の殺人事件に遭遇した。『夢酔独言』には次のように見える。

### 〔参考1〕『夢酔独言』（抄出）

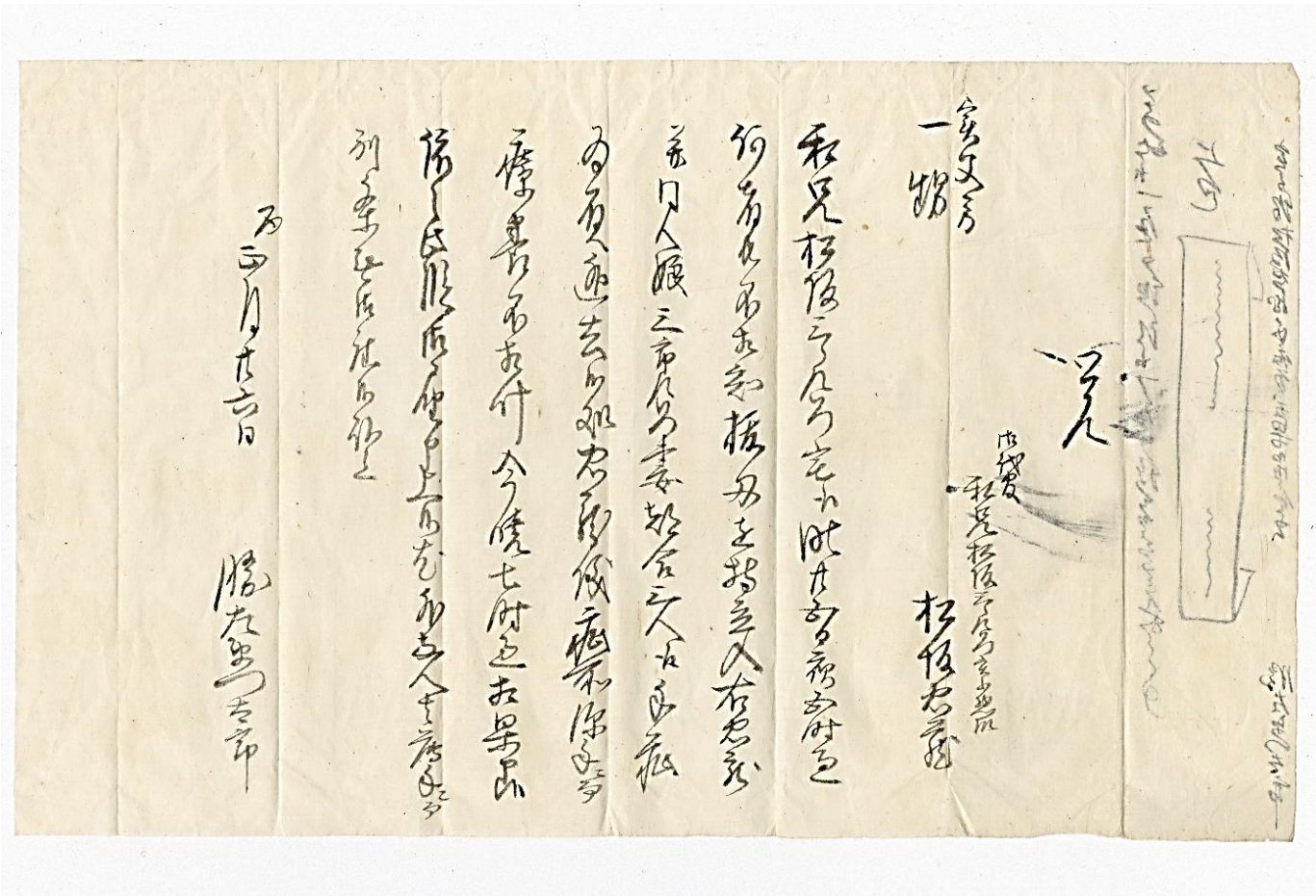
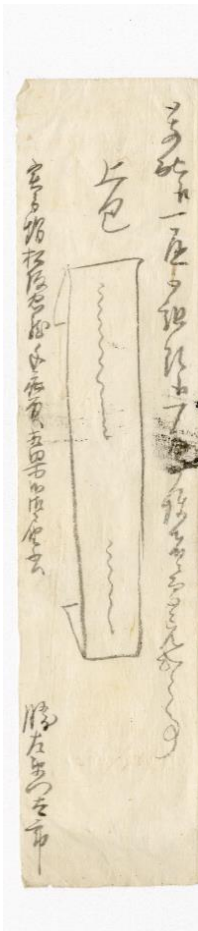
〈前略〉正月七日御用始の夜に、何者共知らずろふぜき（＝狼藉）者がはるって、兄の惣領忠蔵を切殺したが、其時早速に使をよこした故、飛んでいったが、最早事がきれた。翌日、心当りが有たから、小石川へいったが、立退たと見へて知れぬから歸た。其内、大兄并近親共が来て相談して、おれに「当分林町にいてくれる」といふから、每晚毎晩泊っていた、昼は用が有から内へ帰っていて、其月の廿五日に検死がきて、廿九日には忠蔵の妻と兄が妻と、忠蔵の惣領肫太郎を評定所へ呼出しになって、おれと黒部篤三郎といふ兄が三男が同道人になって出たが、夫から其事で二度位づゝ評定所へ出た。〈後略〉

〃正月の夜、「兄の惣領（＝嫡男、惣領息子）忠蔵」が何者かに襲撃された。事件を知った小吉は現場に急行したが、忠蔵は間もなく事切れたという。その後、小吉は親類たちに頼まれ、事件現場となった家に泊まり、正月25日の検死や、その後の評定所による取調にも対応した”。要約すると以上のようなになる。

この事件について、直接関係している資料が収蔵資料の中から見出された。次に紹介する資料は、小吉（左衛門太郎、惟寅）が忠蔵殺害事件の状況報告のため、小普請支配・組

頭に1通ずつ提出した覚書の控である。

〔資料5〕 天保8（1837）年正月25日付〈小普請支配・組頭宛〉 勝小吉覚書控



端裏書

御支配江一通、御組頭江一通、拙者ニ而御差出候事

上包



実方甥松阪忠蔵、手疵負相果候御届書

勝左衛門太郎

本文

覚

御代官

実父方

私兄松阪三郎左衛門実子惣領

一、甥

松坂 忠蔵

私兄松阪三郎左衛門宅江、昨廿五日夜五時過、

何者共不相知抜刃を持立入、右忠蔵

并同人娘、三郎左衛門妻、都合三人江手疵

為負逃去候処、忠蔵儀、疵所深手ニ而、

療養不相叶、今暁七時過相果申候、

依之此段御届申上候、尤外兩人者薄手ニ而、

別条無御座候、以上、

酉正月廿六日

勝左衛門太郎

ここから復元される事件の経緯は次の通りである。

正月25日の夜五ツ時（現在の20時）過、正体不明の襲撃者が抜刀を引っ提げて松坂（松

阪）<sup>さかづかうざえもん</sup>三郎左衛門（小吉の兄）の自宅に侵入し、その嫡子・忠蔵（小吉の甥）と、忠蔵の娘、

三郎左衛門の妻の3人を斬って逃走した。忠蔵は傷が深かったため、翌26日の早朝七ツ時

（現在の4時）に絶命し、その他2人は傷が浅く命に別条無かった、という。

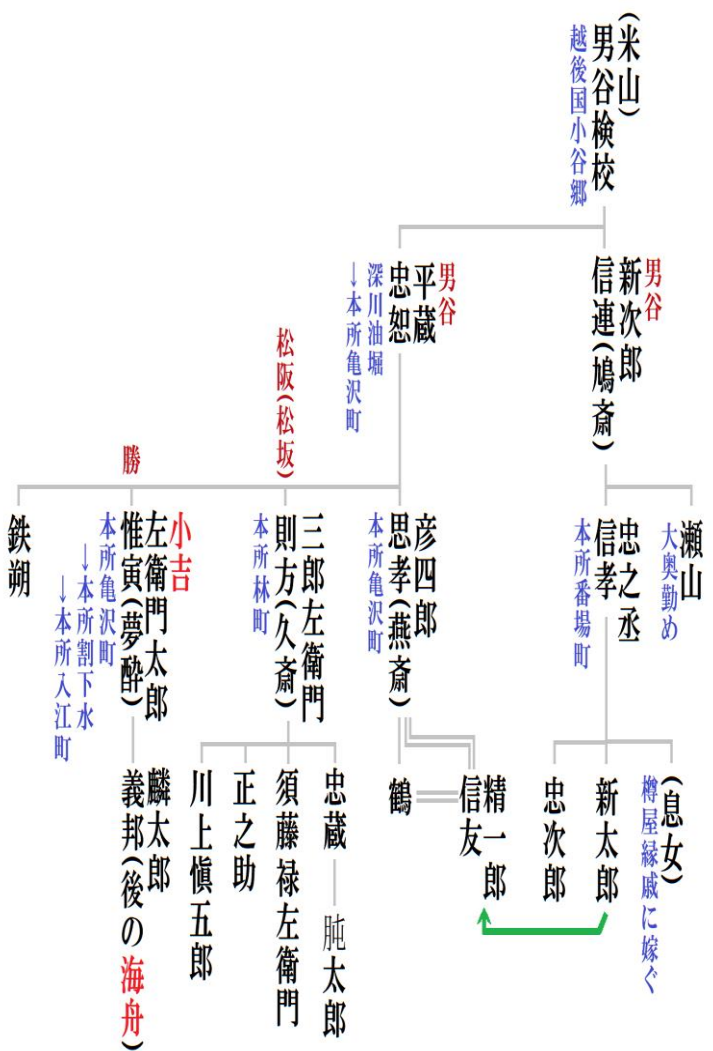
リアルタイムの資料だけあって、『夢酔独言』には含まれていなかった事件の詳細を鮮明に把握出来る。と同時に、小吉が『夢酔独言』執筆時に誤って記憶していた部分も明らかとなる。それが、事件発生の日付である。『夢酔独言』では正月7日の「御用始の夜」として



いるが、実際には25日の夜であったことが分かる。『夢酔独言』だと、この日は検死が来た日とされているが、なるほど、7日に起きた殺人事件の検死が2週間余り後の25日というのは遅すぎる。実際には、25日に事件発生、同日以降に検死が行われたと見るべきであろう。

次に、事件の被害者となった松坂家について見てみよう。

〔参考2〕 男谷家略系図



右の略系図に示す通り、小吉には複数兄弟がいた。その次兄が松坂三郎左衛門 (則方) (3)である。事件当時、三郎左衛門は越後国水原に代官として赴任中であり (後述)、現場にいなかったことで難を逃れている。小吉が「大兄」 (長兄・彦四郎) ら親類たちから松坂宅のことを委ねられたのは、そうした事情によるものであった。

ここで、一つ訂正をしなければならない。展示の際、松坂宅の所在地を「小石川林町」と表記した。東洋文庫版『夢酔独言』の巻末に掲載された「男谷家略系図」の三郎左衛門の項に「小石川林町」と付記してある(4)ことに依拠したのだが、これは誤りであった。

『夢酔独言』で、小吉は三郎左衛門を「林町の兄」や「林町の松坂三郎右 (マ) 衛門」と

表記している。さらに、小吉が事件翌日に赴いた小石川に「林町」という町名が実在した。東洋文庫版『夢酔独言』所収の系図で、松坂宅が「小石川林町」にあった」とされた理由は、おそらく、小吉が赴いた「小石川」と三郎左衛門宅があった「林町」とが同一視されたためであろう。しかし、そうすると、

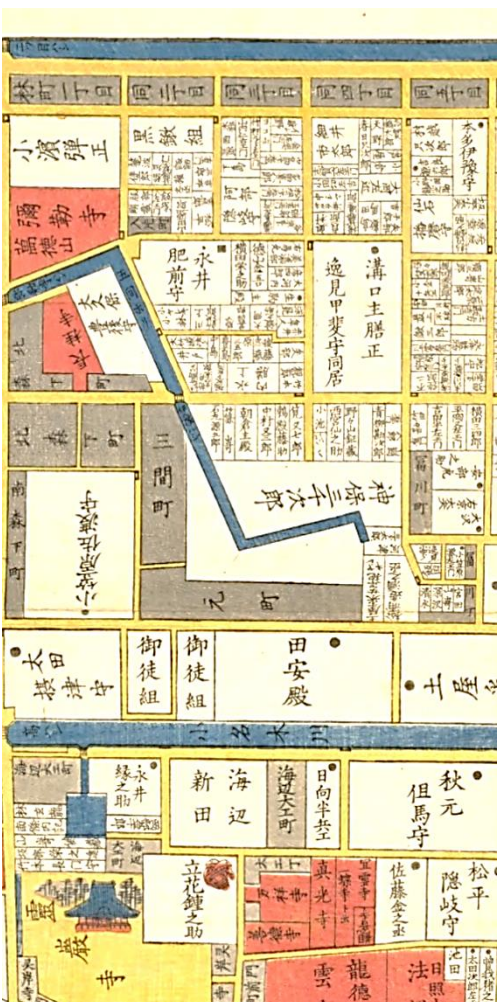
翌日、心当りが有たから、小石川へいったが、立退たと見へて知れぬから帰た、

という文章（「参考1」の傍線部分）の解釈が不自然になる。

まず、「心当りが有た」とは「事件の犯人に心当たりがあった」という意味であろうが、「小石川」を松坂宅とすると、小吉は犯人の手掛かりを求めて事件現場に戻ったことになる。その後、小吉は「立退たと見へて知れぬから帰た」とあるが、犯人が既に事件現場を立ち去っているのは当然なので、「立退た」の主語は松坂一家とする他無い。しかし、事件翌日に松坂家が自宅を退去するという状況は考え難く、さらに、小吉が「知れぬから帰た」という部分の意味も釈然としない。敢えて解釈するならば、小吉は「松坂一家の行方が知れないから帰宅した」ということになるが、そんなことはあり得ない。

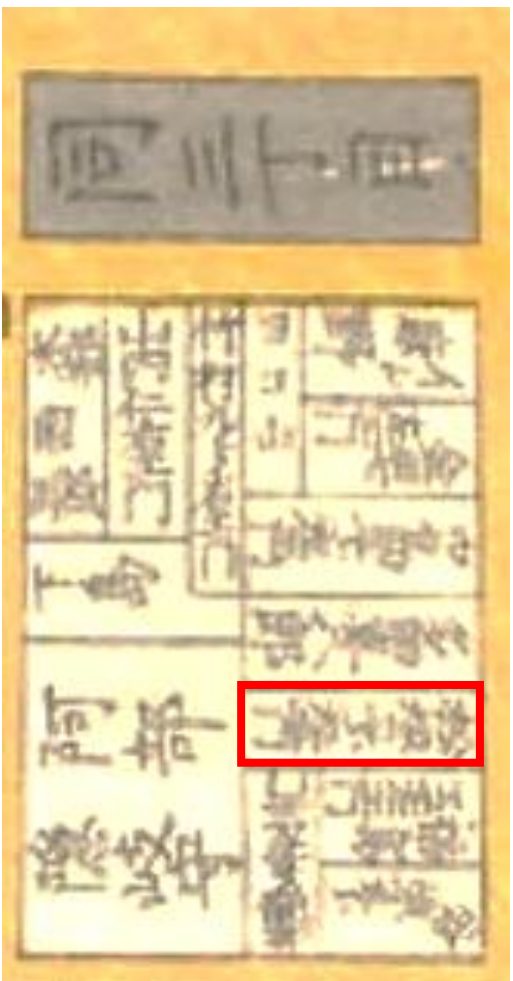
しかし、この問題は、三郎左衛門宅を小石川ではなく本所とすることで解消される。

### 〔参考3〕本所深川絵図（抄出）（5）



右は、「江戸切絵図」の内「本所林町」<sup>えどきりえず</sup> 一帯を示したものである。このように、小吉や男谷

家の居住地であった本所にも「林町」が存在した。さらに、その一部を拡大すると、



林町三丁目の一画（赤枠の中）に「松坂三郎左衛門」の名が記されていることが分かる。つまり、三郎左衛門宅は「小石川林町」ではなく「本所林町」にあったことが明らかである(6)。これにより、小吉が小石川に行ったくだりは、

“事件翌日、忠蔵を殺した犯人に心当たりがあったから、犯人の居場所と推測された小石川に赴いたが、既に容疑者は立ち退いたようで行方が知れないため、帰宅した”と無理なく解釈することが出来る。

ところで、忠蔵殺害事件の取り調べに関する関連資料は、内閣文庫所蔵の藤川整斎(7)著『天保雑記』(8)の中にも見出すことが出来た。ついでに紹介しておきたい。

この資料は天保8年2月16日付の評定所による調書の写しである。末尾の事書を見ると、かみおぶんこのかみ おおくさのこのかみ いけだしゆり 神尾豊後守・大草能登守・池田修理が立合ったことが分かる。

資料冒頭に、

一、返尋之上相返ス 御代官松坂三郎左衛門妻 ちを 西五十六才、  
 病氣ニ付不罷出 右三郎左衛門惣領忠蔵死妻 から、  
 尋之上相返ス 右忠蔵死惣領 朧太郎、

と記してあり、これは『夢酔独言』に見える1月29日の取調に出頭した面々と同一である(「参考1」参照)。ここから、新たに三郎左衛門の妻と忠蔵の妻の名を知ることが出来るが、それ以上に興味深いのは、忠蔵の遺児・朧太郎じゅんたろうの名が記された直後に

と記載されていることである。取調後、牢の中に送り戻されていること（傍線部）から、おそらく、この田村嘉蔵たむらかぞうなる人物が忠蔵殺害の下手人げしゅにんとして検挙された容疑者と見られる。小吉が容疑者と疑った「小石川と所縁のある人物」との関係は不明だが、三郎左衛門の元家来だったというから、小吉とも面識があったとしても不思議ではない。いずれにせよ『夢酔独言』からは知ることが出来なかった事件の顛末が窺われ興味深い。

なお、この資料には、小吉や『夢酔独言』に登場する「兄の三男」黒部篤三郎くろべとくさぶろうの名は記されていない。その代わりに、取調を受けた本所・深川界限の人々が確認される<sup>(9)</sup>。中には本所林町の人名も見え、松坂家が同地にあったことの傍証ともされよう。

話を戻そう。事件後、小吉は本所林町の次兄・三郎左衛門の留守宅を預かったわけだが、実はこの次兄は、小吉にとって先にも後にも因縁深い相手であった。

『夢酔独言』によると、事件の約10年前、当時20代だった小吉は、三郎左衛門に金8両を貸したという。しかし、三郎左衛門が返済しなかったため、本所亀沢町の男谷邸で出くわした際に大喧嘩をし、以来絶交状態になったという。この金銭トラブルが、小吉と三郎左衛門との因縁の始まりであった。

その後、約10年振りに三郎左衛門の方から小吉に連絡が来る。兄嫁（彦四郎の妻）の勧めもあり、小吉は久々に次兄と面会して、両者は仲直りをした。その後、三郎左衛門は幕府から越後国蒲原郡水原かんぼらぐん（現・新潟県阿賀野市）の代官に任じられる。因みに、この役職は、かつて長兄・彦四郎も務めたことがあり、小吉も18歳の時（文政2年）に長兄の供として現地に赴いたことがあった。そのため、三郎左衛門は小吉にその時の現地の様子や勤務内容について話を訊き、小吉も次兄に当時のことを教えている。さらに、三郎左衛門が現地に赴任している間は、忠蔵殺害事件の処理（前述）や、留守宅の経理なども面倒を見てやり、次兄を喜ばせた。こうして三郎左衛門との関係は修復されたかに見えるが、問題はその後である。



三郎左衛門には忠藏の他にも息子がおり（参考2）、越後赴任前の三郎左衛門は3男・正之助のことを大層気にかけていた。そこで、小吉は正之助を越後に帯同するよう三郎左衛門に意見する。さらには、正之助に対しても赴任先のことを色々教えてやった。しかしその際、小吉は正之助に「御代官の侍は支配（所）へ行くと金になる」と言い含めてしまふ。その後、小吉は現地にいる正之助に対し、検見（＝現地で年貢高の査定）中の心得について書状を送るのだが、これが仇となった。赴任先で正之助がうっかり落としたのか、その書状を三郎左衛門が偶然発見して拾い、江戸に戻った際に長兄・彦四郎に見せてしまったのである。書状にどう書いてあったかは不明だが、その内容を見た彦四郎は、

おのしはなぜに正之助へ智恵をかつていろゝゝ支配所の事を教た、不埒の男だ、其上に羅紗羽織きているが、なぜそんなにおごりおる、

と小吉を叱責した。この様子から、おそらく書状には、彦四郎の我慢ならない「小吉なりの処世術」が書かれていたはずである。

しかし、小吉は羅紗羽織を着てふてく振る舞った上、「正之助に書状を送った覚えはない」と白を切り通したから始末が悪い。さらには、彦四郎の譴責に対し小吉が一々言い返したことが火に油を注ぐ結果となり、一時は彦四郎が脇差に手をかける事態に及んでいる。天保8（1837）年の夏、小吉は再び男谷本家に呼び出され、入牢させられそうになった。「牢の中で死ぬことも辞さぬ」と意地を張り続ける小吉を義姉（彦四郎の妻）や男谷精一郎（もと新太郎、彦四郎の養子）が諫め、この時は何とか事無きを得たが、彦四郎と小吉の溝が埋まることはなかった。

結局、小吉は兄弟和解のために奔走する義姉を安心させるため、翌天保9年春に隠居を決意する。当時、小吉は37歳。息子・麟太郎（のちの海舟）は16歳となっていた。

以上が、小吉隠居の顛末である。そもそも小吉の言行に問題があったわけだが、それが表沙汰になった直接的要因は、次兄・三郎左衛門が小吉の正之助宛書状を彦四郎に見せたことであつた。そのため、小吉は次兄に対するわだかまりを募らせることとなる。脇差に手をかけた彦四郎と対峙した後、小吉は三郎左衛門に直接文句を言い松坂家に乗り込ん

だ。「全く貴様の為をおもって大兄（＝彦四郎）へいった」と主張する三郎左衛門に対し、小吉は「兄弟の情が薄」と非難し、さらに（正之助書状を飽くまで「偽書」と主張しながら）「真偽を知らぬ兄」と罵倒した。さらに、小吉を斬ろうと待ち構える三郎左衛門の息子達に対しては「お前らが今のような心掛けでいたら忠蔵は殺されなかっただろう」と嫌味を言い放ち、次兄宅を後にしている。

三郎左衛門はこれを根に持ち、彦四郎に告げ口して小吉を牢に入れるよう差し向けたらしい。隠居後、正之助を買収してこのことを聞き出した小吉が黙っているはずもなかった。小吉は親族の竹内平右衛門と諏訪部龍蔵すわべ たつざうという男を言いくるめ、三郎左衛門の名義で借金をしている。これにより次兄の借金を膨らませ、仕返しを果たしたのだった。以上が、三郎左衛門が小吉の因縁の相手である所以である。

### 3 隠居後の小吉と岡野家 ～大川丈助一件～

さて、隠居後の小吉は、勝家当主としての責務から遁れたことで、以前にも増して自由に身動きをとれるようになった。『夢酔独言』には、

〈前略〉むこくに世の中をかけ廻りて、いろゝゝの世話をして、かねを取つて小遣にしたが、まだたりなかつた故（後略）

とある。小吉が他人の面倒を見て、その手間賃を生活の足しにしていた様子が分かる。とりわけ、「むこく（＝無極）」という文言は、その手広さを端的に示しているよう。

とはいえ、手助けの内容によっては、必ずしも身一つで出来ることばかりとは限らない。準備に手間や金がかかる依頼も少なくなかつたと思われる。小吉が手間賃で稼いでもなお金欠だったのは、その奔放な生活ぶりに加え、方々で世話を焼いたことで生じた赤字によるところも大きかつたのではないかと思われる。

武家社会では成功しなかつた小吉だが、こうした人付き合いの積み重ねと繰り返しにより、本所・浅草界限の「顔役」として市井の中へと分け入っていった。しかし、それは小吉と武家社会との断絶を意味しない。江戸市中には町屋敷を有する下級旗本がひしめいて

おり、その中にも小吉の「顧客」は存在したからである。

（こ）でもう1点、資料を紹介したい。

〔資料6〕（天保9年カ 月日不詳）勝小吉（物部惟寅）為衆奉納願文控

為衆奉納願文

奉告天帝地神而言、夫人輪示有仁有仁不仁、爰に倉橋之賊有而、以人情の誠於妨而、君臣之間に為有災、微臣情覺に天示日月星神有、地に諸神諸佛有り、爰に武相之直民等為初主遠堺去古稀之老人捨妻子見才之愛放而印立、支骨励而雖盡苦心精忠、天時未至歟、倉賊為覆之衆土大悲、愚臣雖鈍愚自傍豈見居認哉、衆子に代而諸神に誓言ス、若神明佛陀之有妙助、早神佛之威靈下而倉賊伐而以衆土悲助ヨ、衆心宜敷水泡と成事於哀、速に天鬼下而令過罪給と、微臣絶塩而以陀良尼の妙典於抽丹誠誦諸神諸佛哀愍納受願成就令成給と上敬白ス、

于時今月今平安日

微臣

物部惟寅

敬白

神靈  
佛陀

為衆奉納願文

奉告天帝地神而言、夫人輪示有仁有仁不仁、爰に倉橋之賊有而、以人情の誠於妨而、君臣之間に為有災、微臣情覺に天示日月星神有、地に諸神諸佛有り、爰に武相之直民等為初主遠堺去古稀之老人捨妻子見才之愛放而印立、支骨励而雖盡苦心精忠、天時未至歟、倉賊為覆之衆土大悲、愚臣雖鈍愚自傍豈見居認哉、衆子に代而諸神に誓言ス、若神明佛陀之有妙助、早神佛之威靈下而倉賊伐而以衆土悲助ヨ、衆心宜敷水泡と成事於哀、速に天鬼下而令過罪給と、微臣絶塩而以陀良尼の妙典於抽丹誠誦諸神諸佛哀愍納受願成就令成給と上敬白ス、

于時今月今平安日

微臣

物部惟寅

敬白

奉

神靈  
佛陀



右は、小吉が神仏に対し祈りを捧げた願文の控である。年月日が明記されておらず、一見するといつの文書か判然としない。しかし、前半部分に「爰に倉橋之賊有而、以人情の誠於妨而、君臣之間に為有災（ここに倉橋という悪人があり、人情の誠を妨げ、君臣の間に災いを為している）」、後半部分に「早神佛之威靈下而、倉賊伐而、以衆士悲助ヨ（早く神仏の靈威を悪人倉橋に下して討伐し、慈悲を以て人々を助けよ）」という文があり（〔資料6〕傍線部）、ここに見える「倉橋之賊」「倉賊」という人物表記が、この文書の位置づけを明らかにする鍵となる。

ここで『夢酔独言』の一部分に注目したい。

### 〔参考2〕『夢酔独言』（抄出）

〈前略〉地主の孫一郎が身上がだん々ゝゝわるくなつた、其訳は、おれが奥方を世話をして貰た時は、知行所へ談して百姓のまかないにした故、何もこまることになつたが、おひ々ゝ当主が酒をはじめて、だん々ゝゝと取締もみだらになつて、奥へ町人が直にはあり、酒の相手をするよふになり、伯父の仙之助がいろ々ゝゝ当主をだまして、品をもたひがひ（＝大概）借りて遊びにかけし、親類の倉端が悪法をして借り倒すし、仕舞には近所の米屋の娘をよびこんで、毎晩乱酒するから、たちまち元の通りになつてきた故、仙之助がすゝめて大川丈助といふまかなる用人を入れた、知行所のもは不承知故に、おれに頼で留めてくれるといふし、しうとの権之助も頼から、いろ々ゝと異見をしたら、あげくのはてはおれを地立をしよふとしたから、けんくわ（＝喧嘩）をしてやつて、あやまらして済してたが、〈後略〉

これは「大川丈助一件」として知られるエピソードの冒頭部分である。このエピソードは、本所入江町の小吉宅の大家で1500石余の知行地を有する旗本・岡野孫一郎融貞とせせだ（10）が、親類に籠絡されて放蕩した挙句、岡野家に迎えられた賄用人まかないようじん（家政における経済ブレーン）おおかわじょうすけ大川丈助の言に依り借金を重ね、首が回らなくなつたところを小吉が助ける、というあらすじである。冒頭に出てくる「地主の孫一郎」は、この融貞その人である。

「おれが奥方を世話をして貰た時」云々については、少々説明が必要である。実は小吉



は、これ以前に、融貞の父で岡野家前当主である孫一郎融政（法名・江雪）の面倒を見たことがあった。融政も放蕩癖がひどく、遊興に耽つては借金をして岡野家の財政を破綻させかけている。天保2（1831）年頃、当時既に岡野家の貸家に住んでいた小吉は、融政の生母や岡野家中からの要請で、小普請支配・長井五右衛門を動かして融政を隠居させることに成功。同時に、当時14歳で岡野家の家督を継いだ融貞を後見し、家政の立て直しを助けたのだった。しかし、融政は隠居してもなお、素行が改まるどころか岩瀬権右衛門という賄用人を取り立てて、岡野家の金を意のままに用いようとしている。その企みは、融政の妻が病死すると更にエスカレートした。それでも、小吉が岡野家を見捨てることはなく、やがて融政が病死した後も、その息子・融貞の婚姻を整えたり、武蔵、相模両国の岡野家知行所（<sup>1</sup>）から百姓を呼んで岡野宅を修繕させたりと、旗本岡野家の面目が立つよう力を尽くしている。「おれが奥方を世話をして貰った時」とは、融貞が妻を迎えることについて、俺（小吉）から世話をして貰った時”のことを指しているだろう。

次いで、融貞の墮落が記されている。「資料2」の傍線部には、彼を墮落に導き、岡野家の私財を濫用した親類の名が見える。一人は融貞の「伯父の仙之助」、もう一人は「親類の倉端」。この「倉端」こそ、「資料6」に見える「倉橋之賊（倉賊）」と同一人物であろう。仙之助と倉橋某の悪巧みによって、岡野家の経済は再び傾く。そこで仙之助が賄用人として連れてきたのが大川丈助であった。しかし、岡野家知行所の百姓や融貞の舅・伊藤権之助はこれに反対して、小吉に阻止してくれるよう頼んでいる。

ここから、「資料6」の表題である「為衆奉納願文」の「衆」とは、岡野家知行所の百姓や家中の者たちを指し、本文中の「君臣之間に為有災」という一節は、倉橋ら親類の悪企みによって、融貞（君）と岡野家知行所の農民たち（臣）との間に不和が生じている”状況を示していると解される。つまり「資料6」は、岡野家中に頼まれた小吉が、融貞の親類・倉橋某を排斥するため神に祈った願文とすることが出来る。

なお、小吉は天保10年7月に有髪改名（剃髪せずに仏門に入ること）を幕府に申請し、同年10月17日付で脇坂中務少輔（安董）の達書を受け許可されている。これにより小吉は、元服以来の俗名「左衛門太郎惟寅」から、法名「夢酔」に公称を改めたという

が、「資料6」の署名部分は、勝氏の姓<sup>かばね</sup>である。「物部」<sup>もののべ</sup>を冠して「微臣 物部惟寅」を称している。よって、融貞の墮落と大川の賄用人就任、そして本願文が書かれた時期は、天保9年から、遅くとも翌年夏秋における小吉の有髪改名までの間と推定しておきたい。

ところで、「資料6」は小吉の信心深い側面を示している資料としても重要である。『夢酔独言』には、「落合藤いなり」（東山藤稻荷神社、現・東京都新宿区下落合）や「王子のいなり」（王子稻荷神社、現・東京都北区岸町）、「半田稻荷」（現・東京都葛飾区東金町）や「妙見宮」（日蓮宗能勢妙見山別院、現・東京都墨田区本所）で、小吉が「百日行」（神前で日に3度ずつ水垢離をして食を少なくする生活を100日以上行うこと）を行い、貧窮に困った時などに度々願をかけて開運を祈願していた様子が見られる。また、天保2（1831）年に9歳の息子・麟太郎（のちの海舟）が病犬に咬まれ、生命の危機に陥った時に、每晚「金比羅」（比定地不明）へ裸参りをして息子の快復を祈ったという話は、特に有名であろう。

小吉と宗教との関係については、他にも『夢酔独言』からその端緒を見出すことが出来る。本稿の冒頭で、就職活動に挫折した小吉が他人の世話を焼いた事例を紹介したが、その中でも触れた本所猿江摩利支天祠の神主・吉田兵庫や、両部神道の道士・殿村南平との出会いがそれである。小吉は吉田から学んだ神道の知識や、殿村から修得した加持祈祷<sup>よせかじ</sup>などの密教の技術を活かし、人々に無料で降神術を使った占いである「寄加持」<sup>よせかじ</sup>を施したりした（これにより、加持を生業としていた殿村は小吉から仕事を奪われる形となり、両者の関係は壊れてしまうのだが）。

前回紹介した小吉の詫状案（「資料2」）からも窺われた通り、小吉の「暴れ者」として振る舞いの裏側には、「武家社会不適合者」である自分自身への絶望と無力感が潜められていた。あるいはこのことが、小吉が信心を深める一つの要因となったかもしれない。この後、加持祈祷は小吉にとって重要な生業<sup>なりわい</sup>、そして「社会と繋がる手段」となっていくのである。そのことは晩年期の資料から顕著に読み取れるが、それは次回以降に譲りたい。

いずれにせよ、「資料6」からは、神仏の力を借りて旗本岡野家とその領民の救済のために尽力する小吉の姿を垣間見ることが出来るだろう。

そんな小吉の思いとは裏腹に、当の融貞はすっかり仙之助と倉橋に毒されたのか、小吉を疎んじて「地立」<sup>じだて</sup>、つまり大家権限で本所入江町の貸家から追い出そうとした。これに對し、小吉は融貞と喧嘩して何とか追い出されずに済んだが、この一件を根に持ってしばらくは岡野家から距離を置き、静観を決め込んでいる。

この間、融貞は弁の立つ大川に言われるがままに借金を重ね、不足分は大川に立替えさせて散財を続けた。その結果、融貞は天保10年秋頃に大川から巨額の立替金を要求され、到底返すことが出来ないと見るや、大川をクビにして立替金を踏み倒そうとした。しかし、大川は妻子もろとも老中・太田備後守（資始）<sup>びんごのかみ すけもと</sup>への駕籠訴（<sup>かごそ</sup>＝貴人が乗る駕籠への直訴）を繰り返して対抗する。訴訟にも明るいキレ者だった大川は、岡野家が幕府から自分たちの身柄預りとその費用負担を命じられることを利用し、返済を拒む岡野家を強請ったのである。

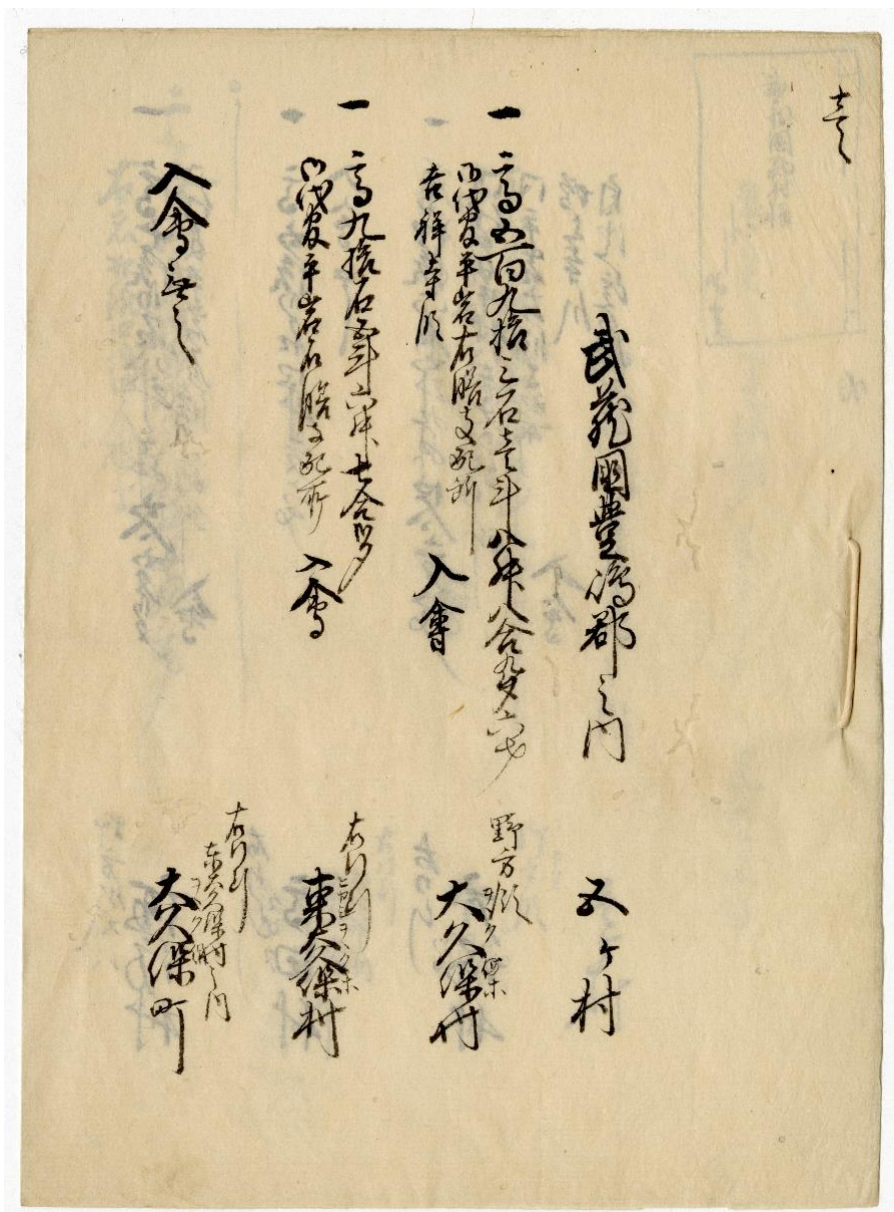
度重なる大川一家の身柄預りとその費用負担で、八方塞がりとなった融貞と岡野家中は、結局小吉に頭を下げたことで調停を依頼するしかなかった。初め小吉はこの頼みを断るが、何度も頭を下げられ、さらには息子・麟太郎の剣術・剛術（柔術）の師である友人・島田虎之助に勧められたことで考え直し、「岡野家は大川に立替金を返済すること」「岡野家は一切手出しせず小吉に従うこと」などを条件に協力することになっている。

その後、小吉は融貞が大川に返済する大金を工面させるため、岡野家の知行所である摂津国御願塚村（現・兵庫県伊丹市御願塚）<sup>せつつのくにごがづかむら</sup>に赴くことに決めた。同地は木綿作が盛んで、武蔵・相模両国の知行所に比べて裕福であったことが小吉の狙いだったという<sup>(1)</sup>。

『夢酔独言』によると、小吉は出発前に「武州の知行所の者」を呼び出し、岡野家の12月分の賄を言いつけている。その直前部分で「孫一郎方には久敷丈助が事で入用も懸りて、今日の手伝にも差支、飯米も上下三四十人にてくう米が尅舛もなぬ（岡野家は長らく大川一家の預りで出費がかさみ、今日の労役すらままならず、家中30〜40名に食わすための米が少しもない）」と岡野家の窮状が語られているので、文脈上、この「武州の知行所」は、岡野家が知行する武蔵国上須戸村・弥藤吾村（現・埼玉県熊谷市）<sup>かみすど やとむし</sup>ではなく、勝家の知行所と解釈するのが妥当だろう。

事のついでに、勝家の知行所に関する資料を紹介しておこう。

〔資料7〕 文政11年6月 勝小吉郡村帳控



①

巻

武蔵国豊嶋郡之内 五ヶ村

一、高五百九拾三石巻斗八升八合九夕六才 野方領

御代官平岩右膳支配所

野方領  
大久保村

吉祥寺領

入會

一、高九拾石五斗六升七合弍夕

右同断

御代官平岩右膳支配所

入會

右同断  
東大久保村

入會無之

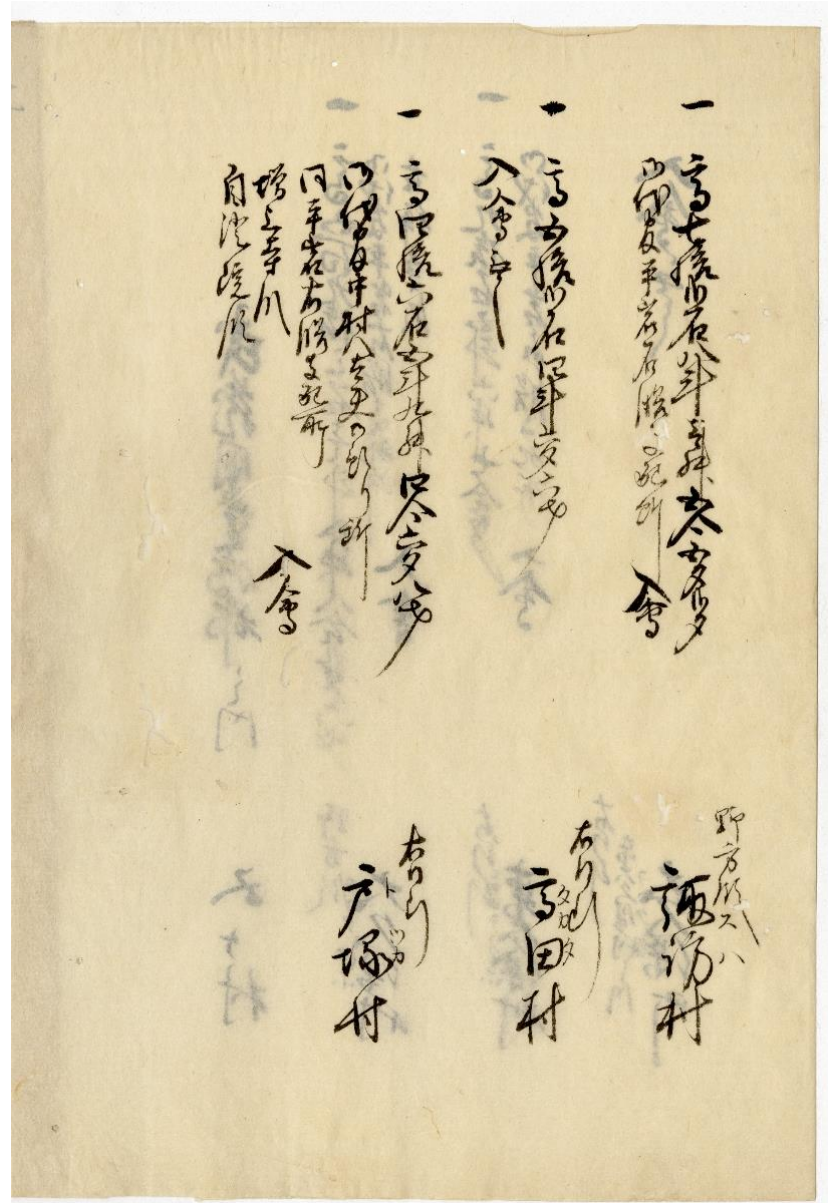
右同断

東大久保村之内

ヲ、クホ

大久保町





一、高七拾五石五斗五升六勺六分  
 御代官中村八太夫御預り所  
 同平岩右膳支配所  
 入會無之

野方八ハ  
 高田村

一、高五拾貳石四斗六夕六才  
 入會無之

右リ  
 高田村

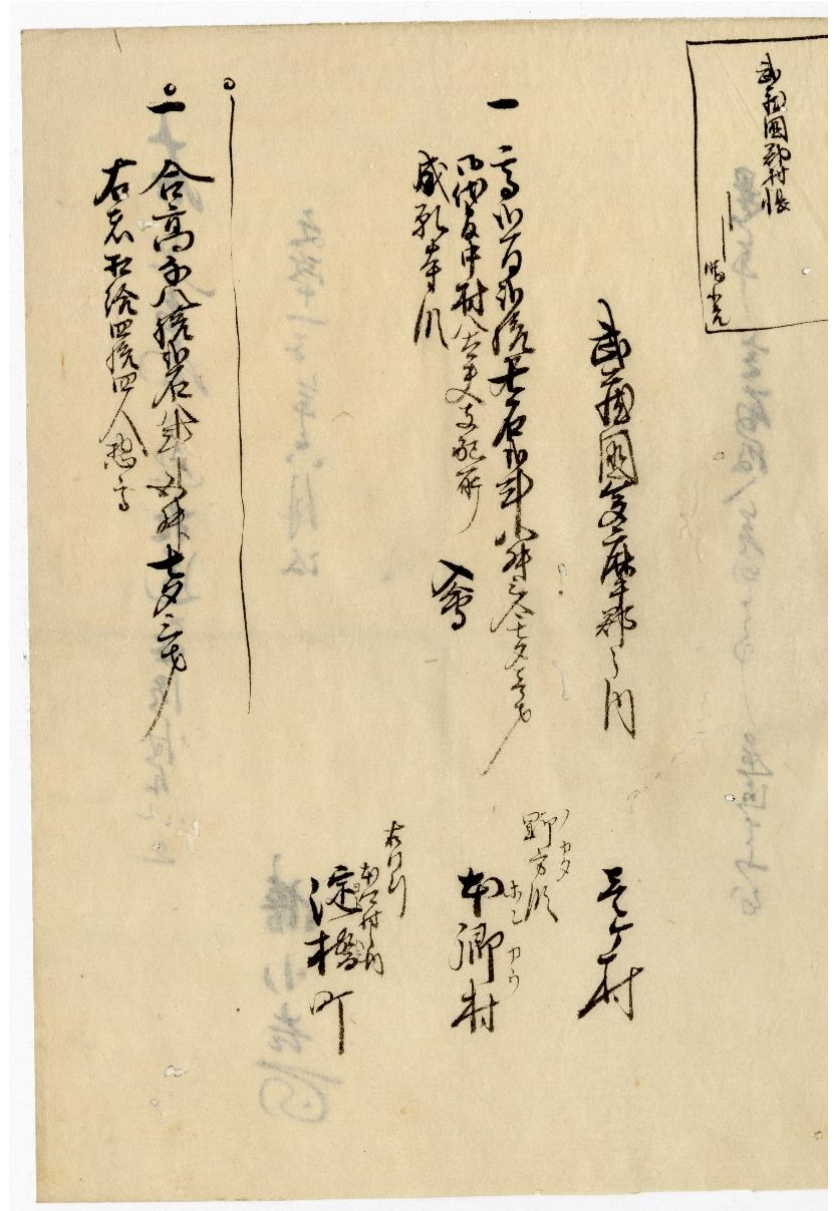
一、高七拾貳石八斗壹升五合五夕貳夕(マ、才)野方領  
 同平岩右膳支配所  
 増上寺領  
 自證院領

右リ  
 戸塚村

一、高七拾貳石八斗壹升五合五夕貳夕(マ、才)野方領  
 諏訪町

一、高五拾貳石四斗六夕六才  
 入會無之  
 右同断  
 高田村

一、高四拾六石五斗九升四合六夕八才  
 御代官中村八太夫御預り所  
 同平岩右膳支配所  
 増上寺領  
 自證院領  
 右同断  
 戸塚村



武蔵国郡村帳  
 勝小吉

武蔵国多摩郡之内 壺ヶ村

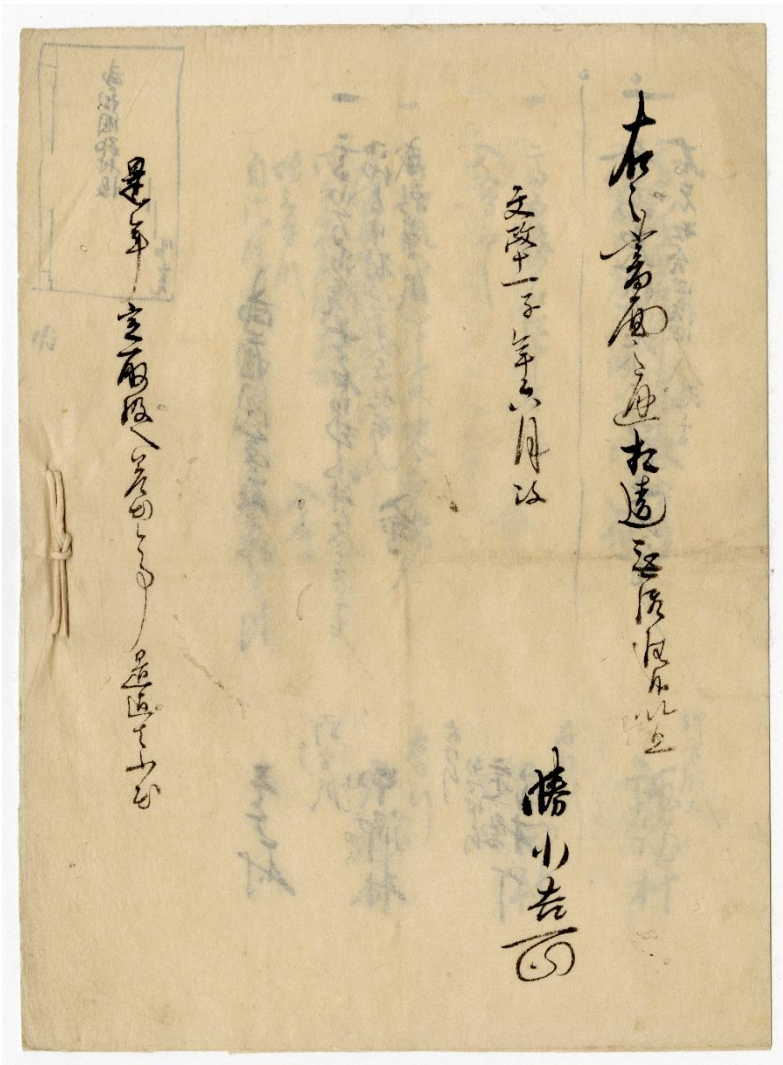
一、高式百弍拾七石弍斗八升三合七夕壹才  
ノカタ 野方領

御代官中村八太夫支配所  
 成願寺領 入會  
ホンカウ 本郷村

右同断  
ヨトハシ 本郷村之内  
 淀橋町

一、合高千八拾弍石八斗五升七夕三才  
 右者相給四拾四人物高

④



右之書面之通相違無御座候、以上、

文政十一年六月改

勝小吉(花押)

是年定取扱へ差出候事、是迄者不出、

右は、小吉が27歳の時、初めて取扱とりあつかい(近世、地域における所領の調停担当者)に提出した書類の控である。作成されたのは、小吉が岡野家の世話をしていた天保10(1839)年よりも10年近く前に遡るが、勝家の知行所が武蔵国豊島・多摩両郡の野方領のがた(武蔵野のうち低地帯に対して高くなっている台地部分が領域として把握されたもの)のうち、現在の新宿区(豊島郡の5ヶ村)と中野区(多摩郡本郷村)に当たる地域に点在していたことが分かる。一つの村が複数の領主によって分割支配されあいききゆう(「相給」という)、その合間に旗本勝家が幕府から給与された知行所も存在していた。そして、その住民たちは、岡野家知行所の人々がそうだったように、地主である勝家の家計を支える義務があったのである。

小吉は彼らに岡野家の12月分を賄うよう頼んだが、「なんといっても請ぬ」ので根気強く説得を続け、ようやく納得して引き受けてもらったという。勝家は元来薄禄な上、小吉が無役に似合わず自他のために金を使ったため、極貧であった。知行所の人々はその暮らしを支えるだけで精一杯だったと思われるが、そんな中で「他所の家計まで賄え」というは無理な頼みであり、難渋するのは当然のことであった。小吉の活動は、そんな彼らの我慢の上に成り立っていたのである。

知行所の助けを取り付けた小吉は、さらに次左衛門じざえもんという庄屋に道中入用金を工面させ、天保10年11月9日に江戸を出立、中山道なかせんどうを経由して上方に向かった。この時、「勝夢酔」ではなく、「岡野孫一郎（融貞）家来左衛門太郎」と称したという。

小吉は、途中体調を崩しながら何とか上方に到着。代官の山田新右衛門しんえもんに事情を話して御願塚村の百姓達を呼び出すが、彼らは「幕府への御用金だけで精一杯だ」と言って抵抗し、なかなか協力しようとしなかった。そればかりか、竹槍を持ち出して小吉を脅そうとする者すらいたという。これに対し、小吉は大坂町奉行所の人脈を利用し、大坂町奉行・堀伊賀守いがのかみ（利堅としかた）が後ろ盾であるかのように見せかけて村方を黙らせている。その後日には、威儀を正して「お前たちは地主・岡野の恩に報いず、自分のことしか考えていない」と百姓達を叱責し、「岡野の頼みでわざわざここまで来て、手ぶらで江戸には帰れないから、今晚ここで自害して岡野への義理立てをする」と啖呵たんかを切った。この小吉の大芝居を前にした御願塚村の百姓達は、ようやく大金の工面を約束し、小吉は何とか大川への返済金を回収することに成功したのだった。

ここでは大幅に省略したが、この上方でのエピソードについては、是非『夢酔独言』で直接味わってみて欲しい。小吉と御願塚村の百姓達とのかけひきや、その合間の上方見物の記述は非常にドラマチックで、小吉の豪胆さがよく表れており面白い。

## おわりに

今回は、就職活動の挫折や実家の兄との反目を経て隠居となり、市井の人々との関わりを深めた天保期の小吉の様子について、新出資料と『夢酔独言』から掘り下げてみた。幕



府に属す旗本でありながら町人層とも分け隔てなく接した小吉は、下町における諸問題を通じて民情に通じていた。こうした姿は、16歳で家督を継いだ息子・麟太郎にも大きな影響を与えたかと思われる。実際、麟太郎改め海舟は、幕末から明治を通じて公職にありながら、民間と極めて近い距離にあり続けた。

海舟が父について言及した事例は限られ、実際にどのように思っていたのかについて当時の資料から明らかにすることは難しい。しかし、それを知る手がかりとなり得る資料の存在が今回明らかになったので、それについては次回紹介するでしょう。(摺筆)

1 これに関連して、『夢酔独言』には次のような話が見える。

〈前略〉おれが内がおさまらぬからこまっていたら、或老人がおしへて呉たが、「世の中は恩を怨で返すが世間人のならいだが、おまへは是から怨を恩で返して見ろ」といったから、其通りにしたら、おひょゝ内も治って、やましいばゝあ殿もだんゝゝおれを能してくれるし、世間の人も用ひてくれるから、それから人の出来ぬ六ヶ敷ひ相談事、かけ合、其外何事にかぎらず、手前の事によふに思っていたが、〈後略〉

2 佐藤智敬「日先」神社と摩利支天の伝承」『常民文化』25、成城大学文学研究科、2002年。『夢酔独言』には、吉田は両部神道

3 勝部真長編『夢酔独言他(東洋文庫138)』(平凡社、1969年初版第1刷、1981年初版第14刷)では、「松坂三郎右衛門」と翻刻されているが、本資料から「三郎左衛門」が正しい。

4 註3前掲書197頁。

5 「本所深川絵図」(景山致恭・戸松昌訓・井山能知編「江戸切絵図 深川絵図」、尾張屋清七版、嘉永2(1849)〜文久2(1862)年刊、国立国会図書館デジタルコレクションより)

6 『夢酔独言』で小吉は、「襲われた松坂家が」其時早速に使をよこした故、飛んでいった」と記しているが、事件発生地が本所から直線距離で約6キロも離れている小石川だったとしたら、暗夜の中を現地に急行することはままならなかっただろう。また、『夢酔独言』の中で小吉は、三郎左衛門を「林町の兄」などと記載する一方、「小石川の兄」などとは一切記していないことから、三郎左衛門宅の所在地を小石川林町とするのは、やはり無理があった。

7 藤川整斎(弥次郎右衛門、貞近)は直心影流藤川派の剣術師範。祖父は同派の祖・藤川近義。近義の門弟・赤石郡司兵衛(孚祐)に師事し、剣術を修めた(軽米克尊「直心影流の成立過程と分派」、同『直心影流の研究』、国書刊行会、2020年)。なお小吉は、近義の年忌として行われた「源平戦」(出席者580名)で「行事」を務め、文政8年に死去した赤石の「年忌」がその弟子で小吉の師でもあった団野源之進の道場で行われた際には「行司取締」を務めたという(『夢酔独言』)。

8 『天保雑記』(国立公文書館デジタルアーカイブより、請求番号150-0150)

9 参考資料として『天保雑記』(註8前掲資料)から関係部分を抄出し、書き起こして左に掲載する。

一、二月十六日

一、返尋之上相返ス

御代官

松坂三郎左衛門妻

ちを 西五十六才

右

三郎左衛門惣領

松阪忠藏死妻

から

病氣ニ付不罷出

右

忠藏死惣領

松坂朧太郎

尋之上相返ス

右

三郎左衛門元家来

田村嘉藏

尋之上窄内江差返ス

右

同人用人

磯崎直右衛門

同家来

石川染五郎

本所柳原六丁目

長兵衛店

長右衛門女房

その 西三十九才

右

長右衛門 四十一才

同人召仕

八五郎 十五才

倉松 十六才

深川森下町

清吉店

質屋

八郎兵衛 四十八才

本所林町五丁目

久兵衛店

質屋 次郎吉後見

利八 四十七才

同所花町

栄太郎店

鳶人足

梶之助女房

てつ 式十三才

池田修理殿

右、於評定所神尾豊後守殿、大草能登守殿、

御立合、豊後守殿被申渡し、

<sup>10</sup> 大口勇次郎『(日本史リブレット)人066) 勝小吉と勝海舟 「父子鷹」の明治維新』(山川出版社、2013年) 12頁。

<sup>11</sup> 相模国淵野辺村(現・相模原市) 272石、武蔵国上須戸村(現・熊谷市) 350石、同弥藤吾村(リ) 150石。註10前掲書12頁より。岡野家の金を工面した「武州相州の百姓」(『夢酔独言』)は、これらの地所に住んでいた農民を指す。

<sup>12</sup> 註10前掲書14頁。